

栄典の運用における近年の個別の動き

1 東日本大震災を受けた対応

(1) 被災住民の救助等で殉職した警察官、消防団員等への対応

「身命の危険を伴う公共の業務に従事し、その職に殉じた者」（「勲章の授与基準」（平成15年5月20日閣議決定））として、殉職の警察官、消防職員及び消防団員計248名に対し、叙勲を実施。

*参考1 「東日本大震災における栄典上の殉職案件一覧」

(2) 震災により勲記等を紛失した受章者等への対応

- ・紛失者には従来より「有勲証状」を交付してきたところ、今次震災においても速やかに同様の対応をとることとし、個別の相談等にきめ細かく対応するとともに、内閣府HPにおいて広く周知。
- ・平成23年度から同25年度までの3年間で、震災関連で計77件の有勲証状を発行。

*参考2 「東日本大震災によって勲章等を紛失された方へ」（内閣府ホームページ抜粋）

*参考3 「津波が奪った思い出手元に 叙勲証明 申請相次ぐ」（平成25年6月15日

東京新聞夕刊記事） <掲載省略>

2 パラリンピック金メダリストへの顕彰

- ・オリンピックの金メダリストには紫綬褒章を授与する一方で、パラリンピックについては障害者福祉の側面を重視し、金メダリストに対し銀杯を授与。
- ・近年、パラリンピックの参加者増等による競技性の高まり、2020年東京大会開催に向けたオリンピックとの組織運営の一体化、政府におけるパラリンピック担当部署の厚労省から文科省への移管など、スポーツ振興を主眼としてオリンピックと一体となった動きが進展。
- ・こうした情勢に鑑み、今春から、パラリンピックの金メダリストに対し紫綬褒章を授与することとしたもの。

*参考4 「ソチ冬季オリンピック・パラリンピック金メダリストへの顕彰」

東日本大震災における栄典上の殉職案件一覧

	警察職員	消防職員	消防団員
岩手県	11	7	90
宮城県	13	19	79
福島県	5	0	24
県別合計	29	26	193
総合計		248	

○「勲章の授与基準」(平成15年5月20日閣議決定)(抄)

第三 緊急に勲章を授与する場合

次の各号の一に該当する者に対しては、その功績の内容を勘案し相当の旭日章を緊急に授与するものとする。

- (1) 風水害、震火災その他非常災害に際し、身命の危険を冒して、被害の拡大防止、救援又は復旧に努め、顕著な功績を挙げた者
- (2) 身命の危険を冒して、現行犯人の逮捕等犯罪の予防又は鎮圧に顕著な功績を挙げた者
- (3) 身命の危険を伴う公共の業務に従事し、その職に殉じた者
- (4) その他特に顕著な功績を挙げて、緊急に勲章を授与することを必要とする者

[内閣府ホーム](#) > [日本の勲章・褒章](#) > 東日本大震災によって勲章等を紛失された方へ

東日本大震災によって勲章等を紛失された方へ

勲記又は章記を紛失した場合は、これらに代わるものとして「有勲証状」又は「有章証状」(御遺族の方へは「有勲証明書」又は「有章証明書」となります。)の交付を受けることができます。

また、勲章又は褒章を紛失した場合は、自費で調製することができます。

【有勲証状又は有章証状の交付手続き】

証状の交付を希望される場合は、「有勲証状等交付願」に必要事項を記載し、所定の証明書類を添えて内閣府賞勲局へお申し出(郵送)ください。(140 円分の返信用切手を同封してください。)

【勲章又は褒章の自費調製手続き】

調製を希望される場合は、内閣府賞勲局が発行する、受章者であることの証明を兼ねた通知書が必要となりますので、通知書の交付を受けた後に、独立行政法人造幣局へ注文してください。

通知書の交付は、「勲章調製等通知書交付願」に必要事項を記載し、内閣府賞勲局へお申し出(郵送)ください。(82 円分の返信用切手を同封してください。)

「有勲証状等交付願」又は「勲章調製等通知書交付願」の様式は、下記ファイルのとおりです。

[有勲証状等交付願兼勲章調製等通知書交付願\(PDF 形式:83KB\)](#)

[有勲証状等交付願兼勲章調製等通知書交付願\(Word 形式:39KB\)](#)

勲記又は章記、勲章又は褒章は、理由を問わず、内閣府から再交付いたしておりませんので、御了承いただきますようお願いいたします。

(各種問合せ・「有勲証状等交付願」「勲章調製等通知書交付願」送付先)

内閣府賞勲局総務課

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

電話番号 03-3581-6536 (直通)

ソチ冬季オリンピック・パラリンピック金メダリストへの顕彰

- 2014 ソチ冬季オリンピック及びパラリンピックの金メダリストに
対し、平成26年春の褒章（4月29日発令）において、紫綬褒章を
授与。

授与対象者

- ソチ冬季オリンピック金メダリスト
羽生 結弦 氏 (フィギュアスケート)
- ソチ冬季パラリンピック金メダリスト
狩野 亮 氏 (アルペンスキー男子滑降・スーパー大回転座位)
鈴木 猛史 氏 (アルペンスキー男子滑降座位)



<参考1>紫綬褒章

- 学術、芸術上の発明、改良、創作に関して事績の著しい者に授与する褒章。
- オリンピック、パラリンピックの金メダリストは、健常者及び障害者スポーツの分野で世界最高峰を極めた者であり、スポーツ振興の功労が顕著。

<参考2>パラリンピック金メダリストの顕彰

- ロンドンパラリンピック（2012年）までは、障害者福祉の側面を重視し、金メダリストについては、銀杯を授与。
- 近年、パラリンピックの参加者や競技種目が増加傾向にあり競技性が高まっていることや、東京開催に向けオリンピック・パラリンピック組織委員会が一体となり密接に連携していることなどに示されるように、パラリンピックは今や障害者スポーツの世界的祭典となった。
- こうした動きの中、本年4月1日に政府の担当部署が厚生労働省から文部科学省へ移管され、障害者福祉よりもスポーツ振興を主眼とした体制が構築。
- こうした情勢等を踏まえ、今春から、パラリンピック金メダリストについても、障害者スポーツの世界最高峰を極めたことを顕彰し、紫綬褒章を授与。